

**電気工事業の業務の適正化に関する法律（電気工事業法）について**

建設業の許可取得をされている事業者さまへ、手続きは完了していますか。

建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業の許可を受けて建設業を営む者で、電気工事を自ら行う場合は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項（以下「電気工事業法」という）のみなし登録の手続きを行わなければなりません。

この法律は、建設業許可で求められている有資格者の要件と電気工事業法の有資格者（主任電気工事士）の要件が異なることから、建設業許可を受けたからといって、電気工事が行えるわけではなく、直接電気工事を行うためには、電気工事業法の規定を満足（例えば主任電気工事士について要件を満たす者を選任しておく）しておかなければならないという法律です。

福岡県では、商工部工業保安課高圧ガス電気係にて事務を取扱っています。

詳細については、福岡県庁ホームページ「<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>」にて、「電気工事業」と検索していただければ関係資料の閲覧・ダウンロード

**【参考】**

Q 自ら行う電気工事とはどのような工事ですか？

A 配線工事、コンセント取替工事（100V→200Vへ変更など）、太陽光発電設備の設置、エアコンの設置に伴う配線工事などをいいます。

Q 建設業の電気工事業と電気工事業法との違いはなんですか？

A 500万円以上の電気工事の受注を受けることはできませんが、電気工事業法におけるのみなし登録を行っていないければ、自ら電気工事は行えません。

このことから、のみなし登録しなければ、電気工事に係る工事はすべて下請け工事として発注ことになります。

Q 罰則はありますか？

A 建設業の許可を受け、電気工事を自ら開始するための届出を行わなかった者は、「2万円以下の罰金」となっております。

電気工事士無資格であるにもかかわらず、資格が必要となる電気工事に従事させたものは、「3ヵ月以下の懲役若しくは3万円以下の罰金」となっております。

問い合わせ先

福岡県工業保安課高圧ガス電気係

電話：092-643-3439

Email：[kogyohoan@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:kogyohoan@pref.fukuoka.lg.jp)

**立入検査（電気工事業法第29条）主なポイント****1. 標識（法第25条）**

- ① 営業所の見やすい場所に掲示
- ② 記載事項
  - ・登録番号（届出番号）
  - ・登録年月日（届出年月日）
  - ・氏名又は名称
  - ・代表者の氏名
  - ・営業所の名称
  - ・電気工事の種類
  - ・主任電気工事士名

**2. 備付器具帳簿（法第24条）**

- ① 一般用電気工作物の場合  
絶縁抵抗計、設置抵抗計、回路計
- ② 一般用電気工作物及び自家用電気工作物の場合  
一般用及び自家用電気工作物に加え、低圧検電器、高圧検電器、継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置契約書の有無

**3. 帳簿（法第26条）**

- ① 記載事項
  - ・注文者の氏名又は名称及び住所
  - ・電気工事の種類及び施工場所
  - ・施工年月日
  - ・主任電気工事士等及び作業者の氏名
  - ・配線図
  - ・検査結果
- ② 記載の日から5年保存

**4. その他（法第20条～24条）**

- ・主任電気工事士の職務等
- ・電気工事士以外の作業従事禁止
- ・電気工事を請け負わせることの制限
- ・電気用品の使用制限

### 無資格無登録業者に対する対応について

8/16 (木)

- 無資格無登録者【福岡太郎】が福岡県内にて電気工事をしていると通報があったと報告を受ける。

(通報された内容)

- ・【福岡太郎】の氏名及び連絡先
- ・電気工事を【福岡太郎】に依頼していた電気工事業者【(有)北九州電工】

8/20 (月)

- 【(有)北九州電工】に対し立入検査 (電気工事業法第21・22条違反)

- ・ 標識、備付器具、帳簿、主任電気工事士の職務等検査
- ・ 【福岡太郎】に電気工事を請け負わせていたことが確認
- ・ 【福岡太郎】の登録及び免状所持の有無を【(有)北九州電工】に確認させる
- ・ 【福岡太郎】無登録は認めるが、資格については他県にて交付されたと証言
- ・ 立入検査結果確認書 9/3までに改善報告書(又は計画書)の提出

8/22 (水)

- 【福岡太郎】を県庁に呼び出し (電気工事士法第3条及び電気工事業法第3条違反)

- ・ 無資格無登録であることを確認
- ・ 【(有)北九州電工】以外にも、仲介人【筑後次郎】を經由し住宅工事に係る電気工事施工を聴収
- ・ 【筑後次郎】に連絡を取り元請の電気業者【(株)筑豊電気】を特定

8/24 (金)

- 【(株)筑豊電気】に対し立入検査 (電気工事業法第21・22条違反)

- ・ 標識、備付器具、帳簿、主任電気工事士の職務等検査
- ・ 【福岡太郎】に電気工事を請け負わせていたことを確認
- ・ 立入検査結果確認書 9/10までに改善報告書(又は計画書)の提出

8/27 (月)

- 【筑後次郎】を県庁に呼び出し

- ・ 電気二法の説明

9/4 (火)

- 【(有)北九州電工】より改善計画書①の提出

9/6 (木)

- 【(株)筑豊電気】より改善報告書の提出

10/1 (月)

- 【(有)北九州電工】より改善計画書②の提出

11/1 (木)

- 【(有)北九州電工】より改善報告書の提出